

2016年5月6日

**「平成 28 年熊本地震」により被災された方々に対する特別取扱いについて**

このたびの「平成 28 年熊本地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には謹んでお見舞い申し上げます。

AIG 富士生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 友野紀夫）では、被災されたお客さまに対して、下記のとおり特別なお取扱いを実施いたします。

## 記

**1. 契約者貸付(新規貸付)の利息免除**

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いをいたします。

対象契約者	「平成 28 年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域のご契約者
貸付利息金利	年利 0.0%
適用限度額	契約者貸付金額の上限
受付期間	2016 年 6 月 30 日まで
特別金利適用期間	2016 年 10 月 31 日まで

※利息の減免に伴う差額の精算は、弊社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施します。

**2. 入院給付金の特別取扱い(入院開始期間の遡及対応)**

入院給付金について、以下のお取扱いをいたします。

- 病院の事情により、被災後直ちに入院できず、かつ、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院した場合は、被災日から入院を開始したものとみなし、その分の給付金をお支払いします。
- 入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できない場合でも、本来必要な入院期間についての医師の証明書のご提出等により、入院給付金のお支払いの対象期間に含めます。

※必要書類として上記に該当する治療の必要性に関する医師の証明等をご提出ください。

◇被災されたお客さまからのお問合せ先

お問合せは、AIG 富士生命総合サービスセンターにて承っております。

総合サービスセンター  
0120-211-901(通話料無料)  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※受付時間 平9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

以上